

山陽小野田市・山陽小野田市立山口東京理科大学連携協議会運営要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市（以下「市」という。）と山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「大学」という。）とで締結した「山陽小野田市と山口東京理科大学との連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）第4条第2項の規定に基づき、山陽小野田市・山陽小野田市立山口東京理科大学連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の学校教育の振興に関すること。
- (2) 地域の生涯学習の振興に関すること。
- (3) 地域の課題解決に関すること。
- (4) 健康・福祉に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 学術研究に関すること。
- (7) 学生の支援に関すること。
- (8) 施設の利用に関すること。
- (9) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(職務)

第4条 協議会に、委員の互選により選任された会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、年2回開催するものとする。

ただし、必要に応じて開催することができる。

2 会議は会長が招集し、会長はその議長となる。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、専門的事項を調査し、事業の企画立案に反映させるための専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の構成、調査事項等必要な事項は、委員会がその都度定める。

(庶務)

第8条 連携協議会の庶務は、市においては企画部企画政策課が、大学においては地域連携研究推進室が、それぞれ処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

山陽小野田市地域振興部長
山陽小野田市福祉部長
山陽小野田市教育委員会教育部長
山陽小野田市立山口東京理科大学学生部長
山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携センター長
山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携部長